**業務実施契約書（単独型）**

１　業務名称： ●●●国○○○○○○○○○*（＜担当分野＞）*

２　業務実施地： ●●●国

３　履行期間： （西暦で記入）年　　　月　　　日から

 （西暦で記入）年　　　月　　　日まで

４　契約金額： 　　　　　　　　円

（内　消費税及び地方消費税の合計額　　　　　　円）

*【事業実施・支援業務の場合[[1]](#footnote-2)】*

*（内　消費税及び地方消費税の合計額　　　　　０円）*

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名〔組織名〕を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第１条　本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる文書により構成される。なお、本契約を構成する文書中に規定される「文書」、「書面」及び「書類」については、あらかじめ発注者が指定した場合には、指定の電磁的方法によるものとし、指定がない場合には紙媒体によるものとする。

（１）業務実施契約（単独型）約款*（調査業務 or 事業実施・支援業務）*（以下「約款」という。）

（２）附属書Ⅰ「業務仕様書」

（３）附属書Ⅱ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第２条　約款第５条に定める監督職員は以下の職位にあるものとする。

（１）監督職員　　：*（　　　部　　　課の課長又は　　　事務所の次長）*

*【約款変更の追加：「※」に該当する契約の記載を追加します。】*

*※　受注者が法人ではなく、個人コンサルタントである場合。*

|  |
| --- |
| *（前金払条項の変更）**第●条　約款第15条第1項から第5項までを削除し、次の各号の規定を挿入する。**（１）第1項**受注者は、発注者に対して、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」に定める旅費（航空賃）及び旅費（その他）（以下、併せて「旅費」という。）に限り、前金払の支払を請求することができる。**（２）第2項**前項の前金払の範囲は、業務従事者の現地渡航の都度、当該現地渡航に係る旅費とする。ただし、一回の渡航で渡航前に前払できる限度額は、旅費（航空賃）と6ヶ月分の旅費（その他）とし、旅費（その他）の残額は、渡航6ヶ月経過後に請求できるものとする。**（３）第3項**発注者は、第1項の規定による前金払の請求があったときは、審査のうえ、受注者が請求した日から起算して30日以内に支払うものとする。* |

* *業務実施契約（単独型）約款の条文の一部を変更して適用する必要のある場合。*

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| *（業務実施契約（単独型）約款の変更）**第○条　本契約においては、業務実施契約（単独型）約款のうち、次に掲げる条項については、同約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。*

|  |
| --- |
| *＜例＞**（１）第24条　成果品（/報告書等）の取扱い**以下のとおりとする。**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。**（３）第○条　□□□□□**条全体を削除する。* |
|  |

 |

*※特定個人情報を取り扱う場合*

|  |
| --- |
| *（特定個人情報保護）**第〇条　業務実施契約約款第27条（個人情報保護）第1項ないし第4項の規定は、受注者が本契約において特定個人情報等（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項で定める個人番号及び同条第8項で定める特定個人情報を指す。以下同じ。）に係る関係事務を実施する場合について準用する。この場合において、同項中「個人情報」とあるのは「特定個人情報」と読み替えるものとする。**２　前項の場合において、受注者は、前項に定めるもののほか、業務従事者等が前項に違反したときは、業務従事者等及び受注者に適用のある番号法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知するものとする。**３　第1項が準用する第27条第1項第1号及び第2項ないし第4項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。* |

*※情報システムに関する内容を含む契約に該当する場合[[2]](#footnote-3)*

|  |
| --- |
| *（情報システムに関する業務における情報セキュリティ）**第〇条　受注者は、契約締結後速やかに、発注者に対し、次の各号に定める事項を記載した書面を提出し、本業務の開始に先立って発注者の確認を得なければならない。*1. *受注者企業若しくはその従業員、再委託先企業若しくはその従業員又はその他の者によって、情報システムに機構の意図せざる変更が加えられないための管理体制*
2. *受注者の資本関係、役員等の情報、本契約業務の実施場所並びに業務責任者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格（情報処理安全確保支援士等）及び研修実績等)、実績及び国籍*

*２　受注者は、前項第1号の管理体制を遵守しなければならない。* |

本契約の証として、本書２通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自１通を保持する。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

*【電子契約の場合】*

*本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。*

*なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。*

（西暦で記入）年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 発注者東京都千代田区二番町５番地２５独立行政法人国際協力機構契約担当役　理　事　○○　○○ | 受注者＜住所＞＜組織名＞＜代表者役職名＞　○○　○○ |

1. 事業実施・支援業務にて、業務実施地が「日本」となる場合は課税契約となるため、消費税及び地方消費税を計上すること。なお、業務実施地が海外の場合も、不課税契約であることを示すため、「0円」として記載すること（記載を省略しないこと）。 [↑](#footnote-ref-2)
2. 「情報システムに関する内容を含む契約」とは、以下のいずれかに該当するものを指します。委託業務を実施するために委託先が構築・運用する情報システム（当該情報システムにてクラウドサービス 及び業務委託サービス （クラウドサービス等）を利用する場合も含む）を用いる場合（主目的がシステム以外）、または委託する業務内容に情報システムに関する業務委託（情報システムの開発・構築又は運用・保守、アプリケーション・コンテンツの開発）を含む場合（主目的がシステム） [↑](#footnote-ref-3)